

《控除一覧表》

		範 囲	控除額 (1人につき)	
一 般	1 同居親族	本人以外の配偶者又は親族と一緒に市営住宅に入居する者	38万円	
	2 同居していない扶養親族	市営住宅に入居していないが、所得税法上の扶養親族である者(証明書必要)	38万円	
特 別	3 老人扶養親族 控除対象配偶者	70歳以上の扶養親族・控除対象配偶者	10万円	
	4 特定扶養親族	16歳以上23歳未満の扶養親族 ※年間所得が38万円未満であること	25万円	
	5 障害者	特別 障害者	①心身喪失の常況にある人 ②児童相談所などから重度の知的障害者と判断された人 ③精神障害者福祉手帳(1級)の交付を受けている人 ④身体障害者手帳(1・2級)の交付を受けている人 ⑤戦傷病者手帳(特別項症～第3項症)の交付を受けている人 ⑥原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている人 ⑦年齢が65歳以上で障害の程度が①②④と同程度であることを福祉事務所長の認定を受けている人 ⑧常に就床を要し、複雑な介護を受けている人	40万円
		障害者	①精神障害者福祉手帳(2・3級)の交付を受けている人 ②児童相談所などから軽度・中度の知的障害者と判定された人 ③身体障害者手帳(3～7級)の交付を受けている人 ④戦傷病者手帳(第4項症～第5項症)の交付を受けている人	27万円
	6 寡婦	いずれかに該当する人 ①夫と死別した後婚姻をしていない人、又は夫の生死の不明な人合計所得金額が500万円以下の人 ②夫と死別若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない人、又は夫の生死の不明な人で扶養親族と生計を一にしている総所得金額等の合計金額が38万円以下の子のある人	※	
7 寡夫	次のすべてに該当する人 ①合計所得金額が500万円以下の人 ②妻と死別、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない人、又は妻の生死の不明な人で扶養親族と生計を一にしている総所得金額等の合計金額が38万円以下の子のある人	27万円		

※寡婦(寡夫)控除は所得金額が27万円未満の場合はその額

※所得税法における老年者控除が廃止され、所得税における寡婦及び寡夫の定義について改正があり、老年者も寡婦及び寡夫の対象となりました。

収入計算の注意事項

(ア)所得としないもの	生活保護の各種扶助、法律により(※)非課税とされている各種年金(遺族年金等)などの非課税所得については所得0円で計算してください。
(イ)退職予定の場合	申込みのときは働いているが、出産、結婚、定年退職予定などの理由で、申込みのときまでに退職する人で、以降無職、無収入となる人は、退職予定と記入のうえ、収入は0円として計算してください。
(ウ)勤務することが確実な方の場合	勤務開始後、まる1ヵ月の収入実績に基づいて審査を受けた後でなければ入居できません。
(エ)求職中の場合	申込み末日時点で職の決まっていない方は、収入0円として計算してください。
(オ)無職無収入の場合	高齢や身体に障害があるなどの理由により、就労が困難な方は、無職無収入(収入は0円)で申込みしてください。
(カ)妊娠中で申込みの場合	妊娠中で申込みの場合は、募集期日末日において出生していなければ控除などの人数には含みません。

※次のものについては、所得金額に含みません。

- ・遺族恩給、遺族年金、増加恩給、傷病年金、障害年金。
- ・雇用保険、労働災害保険金、労働基準法に基づく休業補償費。
- ・短期譲渡所得、長期譲渡所得、退職金等の一時所得。
- ・生活保護の扶助料、公害認定患者の障害補償費、児童扶養手当等政令などにより非課税とされているもの。

問い合わせ先 倉吉市役所 建築住宅課 TEL(0858)22-8175(直通)